

障がい者等の意見を尊重した新たな総合福祉法の制定を求める意見書

厚生労働省は、本年2月8日、障害者自立支援法にかわる法案の概要を、内閣府の障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会に示した。これは、現行法の一部見直しにとどまっており、障がい者や関係者の幅広い意見を反映した、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（骨格提言）を十分に盛り込んだものとは言い難い。

新法制定は、障がい者が、障がいの種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体等に関わらず、自らが選んだ地域で当たり前暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を目指すことが目標である。さらに、改正された障害者基本法や骨格提言に沿って制度の谷間をなくすことや、サービス支給決定制度の見直しなどを実現していかなければならない。そのためには、これらを含む新たな障害者総合福祉法の早期立法化が必要である。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、障がい者や関係者の幅広い意見を反映し、骨格提言を最大限に尊重した新たな障害者総合福祉法の制定と併せ、制度を円滑に進めるために、地方自治体の財源を十分に確保することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年3月29日

江東区議会議長 堀川幸志

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} あて